



島根県報

平成16年 5月28日 (金)
第 1,576 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則	(税 務 課)	2
島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(消 防 防 災 課)	3
島根県会計規則の一部改正	(会 計 課)	3

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	6
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止の届出	(")	6
生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定 (2 件)	(")	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	7
土地改良区の定款変更の認可 (2 件)	(農 村 整 備 課)	8
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(")	8
県営土地改良事業の工事の完了	(")	10
保安林の指定 (2 件)	(森 林 整 備 課)	10
解除予定保安林 (2 件)	(")	11
保安林予定森林	(")	12
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	12
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産 課)	13
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(")	13
島根県収納代理金融機関の指定	(会 計 課)	13
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	(審 査 課)	13

公 告

都市計画変更の図書の縦覧	(下 水 道 推 進 課)	14
車載用ビデオカメラ装置12式の購入に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	14

漁調委指示

延縄漁業の操業の制限		15
------------	--	----

正 誤

平成16年 3 月 9 日付け島根県報第1,553号中	(森 林 整 備 課)	16
平成16年 4 月27日付け島根県報第1,567号中	(")	16
平成16年 3 月30日付け島根県報号外第31号中	(人 事 委 員 会)	17

公布された条例等のあらまし

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第51号)

- 1 規則の概要

法人の事業税に係る様式の改正を行うこととした。(様式第1号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第52号)

1 規則の概要

救助費用の単価を改定することとした。(第4条・第7条・第11条・第14条・第14条の3・第14条の4・第26条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第53号)

1 規則の概要

規定の整理をすることとした。(様式第8号、様式第11号、様式第24号の2、様式第42号関係)

2 施行期日

平成16年6月1日から施行することとした。

規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第51号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則(昭和48年島根県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号その1及びその2中	5 ----- 100	を	() ----- 100	に改める。
	7.3又は6.6 ----- 100		() ----- 100	
	9.6 ----- 100		() ----- 100	
	----- 100		----- 100	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第52号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「2,468,000円」を「2,433,000円」に改める。

第 7 条第 3 項第 1 号の表中

円 17,300	円 22,200	円 32,800	円 39,200	円 49,800	円 7,200
円 28,600	円 36,900	円 51,600	円 60,500	円 75,800	円 10,400

を

円 17,300	円 22,200	円 32,700	円 39,100	円 49,600	円 7,200
円 28,500	円 36,800	円 51,400	円 60,300	円 75,600	円 10,300

に改め、同項第 2 号の表中

円 17,000	円 20,100	を	円 16,900	円 20,000	に改める。
-------------	-------------	---	-------------	-------------	-------

第11条第 2 項中「525,000円」を「519,000円」に改める。

第14条第 3 項中「189,000円」を「193,000円」に、「151,200円」を「154,400円」に改める。

第14条の 3 第 3 項第 1 号中「3,200円」を「3,300円」に改める。

第14条の 4 第 2 項中「138,500円」を「137,000円」に改める。

第26条第 1 号ア中「17,600円」を「17,400円」に改め、同号イ中「12,100円」を「11,900円」に改め、同号ウ中「11,600円」を「11,400円」に改め、同号エ中「17,400円」を「17,200円」に改め、同号オ中「20,900円」を「20,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第53号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号その 1 の裏面、様式第11号の裏面及び様式第24号の 2 の裏面を次のように改める。

(裏面)

納入場所

- ・次の金融機関の国内の全店舗
山陰合同銀行 みずほ銀行 山口銀行
- ・次の金融機関の島根県内の各店舗
鳥根銀行 鳥取銀行
しまね信用金庫 広島銀行
島根中央信用金庫 中国労働金庫
日本海信用金庫 米子信用金庫
津和野信用金庫 商工組合中央金庫
出雲信用組合 信用組合広島商銀
島根益田信用組合
島根県内の各農業協同組合
島根県信用農業協同組合
島根県信用漁業協同組合
- ・郵便局
鳥根県内の郵便局 鳥取県内の郵便局
岡山県内の郵便局 広島県内の郵便局
山口県内の郵便局

備考 上記の「店舗」とは、本店(本所)、支店(支所)及び出張所をいいます。

様式第42号その 1 の裏面及び様式第42号その 2 の裏面を次のように改める。

(裏面)

納入場所

- ・ 次の金融機関の国内の全店舗
山陰合同銀行 みずほ銀行 山口銀行
- ・ 次の金融機関の島根県内の各店舗
島根銀行 鳥取銀行
しまね信用金庫 広島銀行
島根中央信用金庫 中国労働金庫
日本海信用金庫 米子信用金庫
津和野信用金庫 商工組合中央金庫
出雲信用組合 信用組合広島商銀
島根益田信用組合
島根県内の各農業協同組合
島根県信用農業協同組合
島根県信用漁業協同組合
- ・ 郵便局
島根県内の郵便局 鳥取県内の郵便局
岡山県内の郵便局 広島県内の郵便局
山口県内の郵便局

備考 上記の「店舗」とは、本店（本所）、支店（支所）及び出張所をいいます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

島根県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 5 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人くろたに内科クリニック	益田市久城町912-1	平成16年5月1日

島根県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
伊藤皮膚科クリニック	松江市浜乃木二丁目6番13号	松江市田和山町109番地	平成16年5月7日

島根県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社 和田薬局 アピア店	松江市黒田町大字下ノ原427 アピア1F	平成16年3月31日
くろたに内科クリニック	益田市久城町912-1	平成16年4月30日

島根県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年5月28日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
特定非営利活動法人 あかぎ福祉会	飯石郡赤来町大字下 赤名1919番地1	痴呆対応型共 同生活介護	赤来町ファミリーケ アセンターまんでん の家	飯石郡赤来町大字下 赤名1919番地1	平成16年 4月1日
社会福祉法人 掛合 町社会福祉協議会	飯石郡掛合町大字掛 合1310番地	訪問入浴介護	掛合町好老センター 訪問入浴介護事業所	飯石郡掛合町大字掛 合1310番地	平成16年 4月1日
社会福祉法人 掛合 町社会福祉協議会	飯石郡掛合町大字掛 合1310番地	通所介護	掛合町好老センター 通所介護事業所	飯石郡掛合町大字掛 合1310番地	平成16年 4月1日

社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	通所介護	ふれあいセンター通所介護事業所	飯石郡掛合町大字入間	平成16年4月1日
社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	短期入所生活介護	えがの里短期入所生活介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合853番地 1	平成16年4月1日

島根県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 5月28日

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
掛合町特別養護老人ホームえがの里	介護老人福祉施設	飯石郡掛合町大字掛合853番地 1	平成16年 4月 1日

島根県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 5月28日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
掛合町	飯石郡掛合町大字掛合1262-1	訪問入浴介護	掛合町好老センター訪問入浴介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	平成16年3月31日
掛合町	飯石郡掛合町大字掛合1262-1	通所介護	掛合町好老センター通所介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	平成16年3月31日
掛合町	飯石郡掛合町大字掛合1262-1	通所介護	ふれあいセンター	飯石郡掛合町大字入間482-3	平成16年3月31日
掛合町	飯石郡掛合町大字掛合1262-1	短期入所生活介護	えがの里短期入所生活介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合853-1	平成16年3月31日

島根県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 5月28日

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
特別養護老人ホーム えがの里	介護老人福祉施設	飯石郡掛合町大字掛合853-1	平成16年 3月31日

島根県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飯石郡吉田村土地改良区の定款変更を平成16年5月18日付けで認可した。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡津和野町土地改良区の定款変更を平成16年5月18日付けで認可した。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡八雲村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

石倉 徳章 八束郡八雲村大字東岩坂1434番地
小早川富夫 八束郡八雲村大字東岩坂991番地 2
矢野 秀行 八束郡八雲村大字日吉78番地
石原 英夫 八束郡八雲村大字東岩坂268番地
渡部 好美 八束郡八雲村大字東岩坂1637番地
石倉 聡 八束郡八雲村大字西岩坂1268番地
石倉 恒巳 八束郡八雲村大字西岩坂646番地
石倉 豊 八束郡八雲村大字西岩坂42番地
藤原 文雄 八束郡八雲村大字熊野2957番地
安達 和俊 八束郡八雲村大字熊野561番地
土谷 昭治 八束郡八雲村大字熊野725番地 1
神庭 達郎 八束郡八雲村大字熊野2182番地
渡部 文雄 八束郡八雲村大字熊野1039番地
今岡 洋 八束郡八雲村大字平原290番地

監事

長島 譲 八束郡八雲村大字西岩坂1579番地
前田 明 八束郡八雲村大字熊野379番地
三島 剛実 八束郡八雲村大字平原45番地

2 就任年月日

平成16年 4 月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

石倉 徳章 八束郡八雲村大字東岩坂1434番地
小早川富夫 八束郡八雲村大字東岩坂991番地 2
矢野 秀行 八束郡八雲村大字日吉78番地
石原 英夫 八束郡八雲村大字東岩坂268番地
石倉 聡 八束郡八雲村大字西岩坂1268番地
石倉 恒巳 八束郡八雲村大字西岩坂646番地
石倉 豊 八束郡八雲村大字西岩坂42番地
石倉 満 八束郡八雲村大字熊野43番地
安達 和俊 八束郡八雲村大字熊野561番地
土谷 昭治 八束郡八雲村大字熊野725番地 1
神庭 達郎 八束郡八雲村大字熊野2182番地
渡部 文雄 八束郡八雲村大字熊野1039番地
三島 寿夫 八束郡八雲村大字平原517番地

監事

前田 明 八束郡八雲村大字熊野379番地
長島 譲 八束郡八雲村大字西岩坂1579番地
三島 剛実 八束郡八雲村大字平原45番地

島根県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 5 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡津和野町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

山下 淳 鹿足郡津和野町大字中曾野355番 3 地
河野 昇 鹿足郡津和野町大字高峯289番地 1
永田 寿秋 鹿足郡津和野町大字笹山821番地

2 就任年月日

平成16年 5 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

山下 淳 鹿足郡津和野町大字中曾野355番 3 地
河野 昇 鹿足郡津和野町大字高峯268番地
三浦 勝 鹿足郡津和野町大字中座イ898番地
永田 寿秋 鹿足郡津和野町大字笹山821番地

島根県告示第585号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
古屋垣地区 用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成16年3月23日
成丈地区 用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成16年3月26日

島根県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野口460、口462 甲、口897 2、口897 9 から口897 11まで、口897 22、口897 23、口908

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㍑ 主伐は、択伐による。

㍑ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㍑ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野八473内1、八826 1、八826 2、八828 1、八828 6、八835 1、八1055 1、八1137

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㍑ 主伐は、択伐による。

㍑ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㍑ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 5 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

大田市川合町川合字鶴府3568、3569 1、3569 2、3570・3570 1合併、3571 1から3571 3まで、3572、5085 1から5085 4まで、5086、5087、5087 1、5088から5090まで、5098、字芋原5099

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第588号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 5 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字北原1376 113（国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第589号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 5 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

益田市東町口2385 3、口2385 4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第590号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

能義郡伯太町大字峠之内107 1、107 3、107 5、112 1、112 2、113 2、113 4、114 2、114 3、
136 6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第591号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3に
おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成10年3月23日農林水産省告示第449号（一に限る。）、平成14年2月7日農林水産省告示第243号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第592号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3に
おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

那賀郡旭町大字都川2509 8

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第593号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年 5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

湖陵町加入区（湖陵町漁業協同組合）

島根県告示第594号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成12年島根県告示第447号による保険に付すべき義務は、平成16年 5月22日限り消滅したため、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年 5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 海士町加入区
- 2 布施村加入区

島根県告示第595号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成16年 5月14日から適用する。

平成16年 5月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第3号の表中 「株式会社みずほ銀行 日本国内に所在する本店、支店及び出張所」 を 「株式会社みずほ銀行 日本国内に所在する本店、支店及び出張所
株式会社山口銀行 日本国内に所在する本店、支店及び出張所」

に改め、 「株式会社広島銀行
株式会社山口銀行」 を 「株式会社広島銀行」 に改める。

島根県告示第596号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄田信義

取消年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成16年5月6日	927	松江市内中原町239	松江市内中原町239 竹下 慈猛

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月28日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
益田都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年5月28日

島根県警察本部長 鎌田 聡

- 1 入札の内容
 - (1) 入札の件名
車載用ビデオカメラ装置12式の購入
 - (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成16年7月15日
 - (4) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定されたものであること。
 - (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置

を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年 5月28日から 6月10日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする)

(3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成16年 6月15日 (火) 午後 2 時00分

入札場所 島根県松江市殿町 8 1 島根県警察本部

開 札 即時開札

(4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第 1 号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第 1 項の規定に基づき、島根県沖合海面における延縄漁業 (ふく浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く) について、次のとおり指示する。

平成16年 5月28日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

1 操業の承認

当該海面において総トン数 5 トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1) 操業禁止区域

漁 船 規 模	禁 止 区 域
総トン数 5 トン以上10トン未満	最大高潮時海岸線から3,000メートル以内、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は共同漁業権が設定されている海面（県内に住所を有する者は共同漁業権が設定されている海面）。但し、県内に住所を有する者が共同漁業権者の同意を得た場合にあってはこの限りではない。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から 3 海里以内（隠岐郡の地先海面にあっては 2 海里以内）。

(2) 漁具漁法の制限

隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内では、1月1日から7月31日まで、及び12月1日から12月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、県外に住所を有する者は要領に定める標旗を表示しなければならない。

4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、委員会に承認を受けた翌年6月30日までに提出しなければならない。

5 承認の取り消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成16年6月1日から平成17年5月31日までとする。

正 誤

平成16年3月9日付け島根県報第1,553号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から15	平成16年島根県報第1,548号	平成16年島根県告示第170号

平成16年4月27日付け島根県報第1,567号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から8	平成16年3月19日付け島根県報第1,556号	平成16年島根県告示第282号

平成16年 3 月30日付け島根県報号外第31号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
25	別表第 3 教育委員会の項中	別記 1	別記 2
26	3 行目	「 事務局次長 事務局主査 」	「 事務局次長 事務局課長 」
34	1 行政職給料表級別職務分類表中	教育次長 別記 3	教育次長 参事 別記 4
35	1 行政職給料表級別職務分類表中	主席師範	首席師範
	2 公安職給料表級別職務分類表中	主席監察官	首席監察官
36	3 海事職給料表級別職務分類表中	別記 5	別記 6
	4 研究職給料表級別職務分類表中	別記 7	別記 8
38	7 医療職給料表(3)級別職務分類表中	別記 9	別記10

別記 1

教育次長 本庁主査 教育センター所長（松江教育センターに限る。） 生涯学習推進センター所長 図書館長 同 参事 青少年の家所長	100分の20
---	---------

別記 2

教育次長 本庁参事 教育センター所長（松江教育センターに限る。） 生涯学習推進センター所長 図書館長 青少年の家所長	100分の20
---	---------

別記3

警察	警察本部		係長	係長	課長補佐	課長補佐	課長	課長		
----	------	--	----	----	------	------	----	----	--	--

別記4

警察	警察本部		係長	係長	課長補佐	課長補佐	課長	課長	参事	
----	------	--	----	----	------	------	----	----	----	--

別記5

小型船舶	各員	船長 機関長 1等機関士 各長 各員	船長 機関長 1等機関士 各長		
共通			専門員		

別記6

小型船舶	各員	船長 機関長 1等機関士 各長 各員	船長 機関長 1等機関士 各長		
------	----	--------------------------------	--------------------------	--	--

別記7

警察	警察本部	科学捜査研究所	研究員	主任研究員 研究員	副署長 科長 主任研究員	所長 副所長 科長 特別研究員	所長
		共通					

別記8

警察	警察本部	科学捜査研究所	研究員	主任研究員 研究員	副所長 科長 主任研究員	所長 副所長 科長 特別研究員	所長
----	------	---------	-----	--------------	--------------------	--------------------------	----

別記9

警察	警察本部	厚生課		保健師	保健師	主任保健師	主幹		
		共通		専門員					

別記10

警察	警察本部	厚生課		保健師	保健師	主任保健師	主幹		
----	------	-----	--	-----	-----	-------	----	--	--